

平成28年12月26日

厚生労働大臣

塩崎 恭久 様

特別区長会

会長 西川 太一郎

国民健康保険制度に関する特別区緊急要望について

国民健康保険の被保険者は高齢者が多いことなどから、加入者一人当たり医療費が高い一方、低所得者が多いために保険料負担能力は低いという構造的課題を抱えています。

特別区においても、高度医療機関の集積による影響や高額医薬品の使用等に伴う医療費の急増が国保運営を大変厳しいものとしていることに加え、大都市特有の事情として、被保険者に占める無職・非正規職員の割合や転出入率が高いことなどにより、非常に厳しい保険料徴収の環境下に置かれるなど、保険者の努力だけでは解決し得ない課題に直面しております。

つきましては、国民健康保険制度が安定的かつ持続的に運営できるよう、下記の事項について、国の責任において必要な対策を講じられますよう、緊急要望いたします。

記

- ① 定率国庫負担割合の増や調整交付金の財政調整分を別枠とするなど、国庫負担を充実させ、国保財政基盤の強化拡充と被保険者の保険料負担軽減を図ること。

- ② 低所得者層へのより一層の保険料負担軽減を図るため、国の責任において必要な財政措置を講じること。
- ③ 子育て世帯の経済的負担を軽減するため、国の責任において区市町村の補助制度に対する財政措置を講じること。
- ④ 医療技術の進歩と高額医薬品の影響を受け、保険者が予期し得ない医療費の増加が発生しており、今後もそうした状況が続くと見込まれることから、増大する医療費の適正化に資するため、国は高額医薬品の低廉化や後発医薬品の使用促進を図るとともに、医療費抑制に向けて必要な措置を講じること。
- ⑤ 国民健康保険における運営主体の都道府県移行については、国の責任において、住民サービスが低下しないよう激変緩和策を講じるとともに、国民皆保険が安定的かつ持続的に運営できるよう必要な財源措置を講じること。